

伝統的工芸品産業功労者等表彰について

【目的】

伝統的工芸品産業の振興に関し顕著な功労があった個人・団体を表彰することにより、伝統的工芸品の国民生活への一層の浸透及び伝統的工芸品産業に携わる方々の意欲の向上を図ることを目的として昭和59年に創設。

【表彰実施者】経済産業大臣

〈表彰の種類と対象者〉

(1) 功労賞

経済産業大臣指定の伝統的工芸品、伝統的工芸用具及び伝統的工芸品材料（以下「伝統的工芸品等」という。）を製造する産業の振興に特に貢献した以下の者を対象とする。

- ①「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に定める振興計画等の作成主体の役員等
- ②伝統工芸士
- ③公設試験所、商工会議所等公的機関の職員、学識経験者等
- ④地域社会との交流を通じて伝統的工芸品等の国民生活への浸透に特に貢献した者

(2) 奨励賞

伝統的工芸品等を製造する産地の後継者であって、地域社会又は他産地との交流等により当該産地の振興に特に貢献した者を対象とする。

(3) 優良団体賞

伝統的工芸品等を製造する産業の振興に特に貢献のあった団体を対象とする。

【表彰実施者】九州経済産業局長

〈表彰の種類と対象者〉

(1) 功労賞

経済産業大臣指定の伝統的工芸品、伝統的工芸用具及び伝統的工芸品材料（以下「伝統的工芸品等」という。）を製造する産業の振興に特に貢献した以下の者を対象とする。

- ①「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に定める振興計画等の作成主体の役員等
- ②伝統工芸士
- ③公設試験所、商工会議所等公的機関の職員、学識経験者等
- ④地域社会との交流を通じて伝統的工芸品等の国民生活への浸透に特に貢献した者